

第58号議案

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡京市条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年8月28日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の施行により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が一部改正され、所要の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年長岡京市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。